

区市町村教育委員会指導事務主管課長 殿

東京都教育庁指導部指導企画課長  
増 渕 達 夫  
(公印省略)

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童・生徒の自殺予防について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、平成27年8月4日付27初児生第20号により、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から通知がありました。

本年7月に、岩手県矢巾町において、中学生がいじめの疑いにより自らの命を絶つという事案が発生したことから、改めて、「いじめ防止対策推進法」に基づく、学校の組織的な対応の徹底が求められています。

都教育委員会は、各区市町村教育委員会に、「いじめ防止対策推進法」、「東京都いじめ防止対策推進条例」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ総合対策」に基づく取組をお願いしているところです。

学校としての取組については、これまで、本年4月に実施した「学校いじめ対策委員会の取組状況調査」及び6月末時点で実施した「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」により確認いただいています。

各学校において、いじめの防止等の対策が実効的に行われるようにするためには、全ての教職員が、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な取組を確実に実施することが不可欠です。

つきましては、貴管下各学校において、下記によりいじめの防止等に関する教職員一人一人の取組状況を把握するとともに、学校における組織的な対応について、指導の徹底をお願いします。

## 記

- 1 「いじめ防止対策推進法」等に基づく組織的な対応に係る点検等について
  - (1) 校長は、別紙「いじめ防止対策徹底のためのチェックリスト」を活用して、9月11日（金）までに、全教職員を対象に、個別の取組状況を把握する。
  - (2) 校長は、把握した状況に基づき、所属職員に対して指導を行い、取組の徹底を図る。
  - (3) 区市町村教育委員会は、(1)により明らかになった管下の学校の教職員の取組状況について把握し、学校に対して必要な指導・助言を行う。
- 2 児童・生徒の自殺予防について
  - 平成26年9月8日付26教指企第736号「自殺の未然防止に向けた取組の実施について（通知）」及び「児童・生徒を自殺等の深刻な事態に至らせないために ～まわりにこのような児童・生徒はいませんか～」に示す取組を参考に、学校組織全体で、児童・生徒の自殺の防止に向けた取組の徹底を図る。

## 【担当】

東京都教育庁指導部 主任指導主事 小寺 康裕  
指導企画課統括指導主事 佐藤 明子  
電 話 03-5320-6888

都立学校長 殿

東京都教育庁指導部指導企画課長  
増 渕 達 夫  
(公印省略)

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童・生徒の自殺予防について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、平成27年8月4日付27初児生第20号により、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から通知がありました。

本年7月に、岩手県矢巾町において、中学生がいじめの疑いにより自らの命を絶つという事案が発生したことから、改めて、「いじめ防止対策推進法」に基づく、学校の組織的な対応の徹底が求められています。

都教育委員会は、各学校に、「いじめ防止対策推進法」、「東京都いじめ防止対策推進条例」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ総合対策」に基づく取組をお願いしているところです。

学校としての取組については、これまで、本年4月に実施した「学校いじめ対策委員会の取組状況調査」及び6月末時点で実施した「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」により確認していただいています。

各学校において、いじめの防止等の対策が実効的に行われるようにするためには、全ての教職員が、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な取組を確実に実施することが不可欠です。

つきましては、下記によりいじめの防止等に関する教職員一人一人の取組状況を把握するとともに、学校における組織的な対応の徹底をお願いします。

記

- 1 「いじめ防止対策推進法」等に基づく組織的な対応に係る点検等について
  - (1) 校長は、別紙「いじめ防止対策徹底のためのチェックリスト」を活用して、9月11日（金）までに、全教職員を対象に、個別の取組状況を把握する。
  - (2) 校長は、把握した状況に基づき、所属職員に対して指導を行い、取組の徹底を図る。
- 2 児童・生徒の自殺予防について
  - 平成26年9月8日付26教指企第736号「自殺の未然防止に向けた取組の実施について（通知）」及び「児童・生徒を自殺等の深刻な事態に至らせないために ～まわりにこのような児童・生徒はいませんか～」に示す取組を参考に、学校組織全体で、児童・生徒の自殺の防止に向けた取組の徹底を図る。

【担当】

東京都教育庁指導部 主任指導主事 小寺 康裕  
指導企画課統括指導主事 佐藤 明子  
電話 03-5320-6888

## いじめ防止対策徹底のためのチェックリスト

学校名	
教員名	

下記の各チェック項目ごとに、現在の自分の取組状況について、4つの選択肢の中から1つを選んで○を付けてください

	チェック項目	できている	おおむね できている	あまり できていない	できていない
1	あなたは、「いじめ防止対策推進法」に定められた定義に基づき、いじめられている児童・生徒の心情に寄り添って、いじめを認知しようとしていますか。				
2	あなたは、学校の「学校いじめ対策委員会」のメンバーを知っていますか。				
3	あなたは、学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解していますか。				
4	あなたは、児童・生徒や保護者に対して、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用して、いじめ防止のための取組を伝えていますか。				
5	あなたは、アンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握していますか。				
6	あなたは、自分の勤務している学校で、いじめの防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を、日常の指導に生かしていますか。				
7	あなたは、上司や同僚と、日頃から報告・連絡・相談できる関係を築いていますか。				
8	あなたは、児童・生徒の気になる様子を見聞きしたら、どんな小さな事例でも、迅速に「学校いじめ対策委員会」のメンバーに報告していますか。				
9	あなたは、児童・生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを、教科、道徳、特別活動等を通して、計画的に指導していますか。				
10	あなたは、児童・生徒に対して、どんな些細なことでも悩みや不安がある場合は、担任や他の教職員に相談するよう指導していますか。				
11	あなたは、児童・生徒に対して、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりせず、必ず教職員に伝えるよう指導していますか。				
12	あなたは、児童・生徒や保護者に対して、いじめについての相談は、学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えていますか。				